

議第3号議案

学校給食費の無償化に関する意見書

学校給食費の無償化に関する意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月13日

提出者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

賛成者 ふじみ野市議会議員

川 畑 京 子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議 長 島 田 和 泉 様

学校給食費の無償化に関する意見書

日本国憲法第26条第2項において、義務教育はこれを無償とすると定められ、また教育基本法第5条第4項では、国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないと定めている。

一方、学校給食法第11条第2項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備並びに学校給食の運営に要する経費以外に要する経費については、保護者の負担と定めている。

現在、学校給食の実施に必要な施設及び設備並びに学校給食の運営に要する経費は本市で負担しているが、賄材料費に限っては学校給食費として保護者負担としている。

また、本市では昨今の物価高騰等による賄材料費の影響分については、保護者に負担を求めることなく公費で負担している。

近年では、コロナ禍や物価高騰などに対する生活支援策として、また少子化対策として、交付金を活用するなどして、学校給食費の無償化をしたり、限定的に期間を定めて実施している自治体が増えてきている。

しかし、学校給食費無償化は、多大な財政負担を伴うものであり、結果として、財政力によって自治体間に教育環境の格差を生じることが懸念される。

学校給食は、教育の一環として児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する知識や適切な判断力を養う役割を果たす重要なものである。

本来、義務教育は平等でなければならず、学校給食費無償化の可否によって教育環境の格差を生ずることはあってはならない。

このようなことから学校給食費の無償化については、国において一律に取り組むべきことであり下記のとおり要望する。

記

- 1 国の責任と財源により、学校給食費の無償化に向けた取り組みを速やかに行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（少子化対策）